

三重県青少年育成市町民会議連絡会要項

(名称)

第1条 本連絡会は、三重県青少年育成市町民会議連絡会（以下「連絡会」という。）という。

(目的)

第2条 本連絡会は、青少年育成市町民会議（以下「市町民会議」という。）相互及び公益財団法人三重こどもわかもの育成財団（以下「育成財団」という。）との情報交換、協力及び連携を図ることを目的とする。

(連絡会)

第3条 本連絡会は、次のとおりとする。

(1) 本部連絡会（育成財団）

(2) 支部連絡会

- ア 桑員支部（桑名市・いなべ市・東員町・木曾岬町）
- イ 三泗支部（四日市市・菰野町・朝日町・川越町）
- ウ 鈴亀支部（鈴鹿市・亀山市）
- エ 津支部（津市）
- オ 松阪支部（松阪市・明和町・多気町・大台町）
- カ 南勢志摩支部（伊勢市・鳥羽市・志摩市・度会町・玉城町・大紀町・南伊勢町）
- キ 伊賀支部（伊賀市・名張市）
- ク 紀北支部（尾鷲市・紀北町）
- ケ 紀南支部（熊野市・御浜町・紀宝町）

(役員)

第4条 本連絡会には、次の役員をおく。

- (1) 本部連絡会 会長 1名
副会長 1名
- (2) 支部連絡会 会長 1名
副会長 若干名

2 本部連絡会の会長は、育成財団副理事長がその任に当り、副会長は、育成財団事務局長が当る。

3 支部連絡会の会長は、市町民会議代表者の中から選出し、副会長は、会長が指名する。

(役員職務)

第5条 会長は、連絡会を代表し、会務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(役員任期等)

第6条 役員任期は、原則として2年とし、再任を妨げない。

2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

ただし、所属する団体を代表する役員に異動を生じた場合においては、後任代表者をもってこれにあて、その任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その期間が満了した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なうものとする。

(会議)

第7条 本連絡会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる会議を開催する。

2 本部連絡会は、定例連絡会と臨時連絡会の2種とする。

(1) 定例連絡会は、原則として毎年7月及び2月に開催する。

(2) 臨時連絡会は、必要に応じて開催する。

3 支部連絡会は、定例連絡会と臨時連絡会とする。

(1) 定例連絡会は、年2回開催し、前項第1号の定例連絡会とする。

(2) 臨時連絡会は、必要に応じ開催する。

(事務局)

第8条 本連絡会の事務局は、次に掲げるところに置く。

(1) 本部連絡会の事務局は、育成財団に置く。

(2) 支部連絡会の事務局は、第3条第2号に掲げる各支部を構成する市町で協議して決定する。

(その他)

第9条 この要項に定めのない事項については、連絡会会長がこれを定めることとする。

附 則

この要項は、平成21年7月8日から施行する。

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

この要項は、平成24年4月1日から施行する。